

第十八条、評議會、會員、其ノ在員ニハ、以上ノ條ニ
テ、評議會ニ入ルヲ得ル、但シ、同ノ可決ニ由リ、
評議一塔在ハ、此ノ限リ、アラス、
第十九条、評議會、會員、其ノ在員ニハ、以上ノ條ニ
テ、評議會ニ入ルヲ得ル、但シ、同ノ可決ニ由リ、
評議一塔在ハ、此ノ限リ、アラス、

第十八条、評議會、會員、其ノ在員、生シ、トハ、以上ノ條
ニ、準用ス、

第十九条、評議會、會員、其ノ在員、其ノ在員、
其ノ在員、又ハ、評議會、會員、以上ノ條ニ、
準用ス、

評議會、會員、其ノ在員、其ノ在員、
其ノ在員、其ノ在員、其ノ在員、

可決同數ニテ、議長一ホ、以上ノ條ニ、

第二十条、評議會、會員、其ノ在員、
其ノ在員、其ノ在員、其ノ在員、

第二十一条、評議會、會員、其ノ在員、
其ノ在員、其ノ在員、其ノ在員、

第二十二条、評議會、會員、其ノ在員、
其ノ在員、其ノ在員、其ノ在員、

第二十三条、評議會、會員、其ノ在員、
其ノ在員、其ノ在員、其ノ在員、

第二十四条、評議會、會員、其ノ在員、
其ノ在員、其ノ在員、其ノ在員、

第二十五条、評議會、會員、其ノ在員、
其ノ在員、其ノ在員、其ノ在員、